

マクソングループの行動規範

マクソングループ 行動規範

マクソングループの行動規範

目次

1	誠実さ	2
1.1	企業行動	2
1.2	利益相反の回避	2
1.3	汚職と贈収賄の防止	2
1.4	反競争的行為およびカルテルの回避	3
1.5	禁輸および貿易管理に関する規定	3
1.6	法律の遵守	3
2	資産の保護	3
2.1	秘密保持 - 自社および他者の企業秘密の保護	3
2.2	有形財産および知的財産の保護; データ保護	4
2.3	ビジネス文書の取り扱い	4
3	社会的責任と環境	4
3.1	人事政策	4
3.2	品質、安全、環境	6
3.3	人工知能 (AI) の使用	6
3.4	対話とコミュニケーション	6
3.5	責任意識を持ったビジネスパートナー	6
4	行動規範の遵守と通報制度	6

1 誠実さ

1.1 企業行動

マクソングループの企業行動は、公正さ、プロ意識、敬意に基づいています。

1.2 利益相反の回避

会社内での地位を、個人的な便益や家族／親族の便益、または親しい人の便益のために利用することは、原則として禁止されています。

マクソングループは、従業員が業務において利益相反や忠誠心の衝突を避けることを重視しています。そのような相反・衝突の可能性が生じた場合、従業員は上司に早期かつ透明性をもって指摘するようにしなければなりません。上司は、マクソングループが不利益を被らないよう、必要な措置を下します。

例えば、ある従業員が他の企業のために活動したり、その企業に関与したりしており、その企業がマクソングループと重要な取引関係にあったり、または競合関係にあったりすると、利益相反や忠誠心の衝突が生じるおそれがあります。そのような行動は原則として禁止されています。

利益相反を回避するために、マクソングループの全従業員は、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、競合他社との業務取引において、個人的な親密さによってこうした相手を優遇することは、それがそのように見えるだけにすぎなくても絶対に避ける必要があります。

1.3 汚職と贈収賄の防止

マクソングループはいかなる汚職や贈収賄も許容しません。

マクソングループの行動規範

従業員は、自分の地位や職務を利用して個人的な便益を要求したり、約束させたり、受け入れたりしてはいけません。同様に、公務員または他社の従業員や団体に対して便益を提供、約束、付与することは、それが汚職行為のように見えるだけでも許されません。

そのため、マクソングループの従業員は、贈答品（通常の販促品を除く）、不適切で慣習的でない招待、またはその他の直接および間接的な便益を受け取らず、また公務員または他社の団体や従業員にそのような便益を供与することも慎むものとします。

合法的で商業的に正当な仲介手数料、ボーナス、割引、返金などは、マネーロンダリングやその他の不正取引への関与を排除するために、完全に文書化され、オープンに処理されなければなりません。

寄付やスポンサーシップは、マクソングループの各企業において権限を持つマネージャーによって一元的に承認または許可されるものとします。寄付金や後援金の割り当てについては、常に透明性を確保していなければなりません。また、受領者名や受領者による具体的な使途も文書として記録し、追跡可能な状態にしておく必要があります。これらの文書に関して、いつでも一般の人々に対して釈明できるようにしなくてはなりません。

1.4 反競争的行為およびカルテルの回避

市場参加者は、公正な競争の中でのみ自由に発展することができます。国内外の規定では、市場参加者が製品や技術を販売したり、競合他社と情報を交換したりする方法を定めています。これらの規定はマクソングループに対して拘束力があります。

マクソングループは、市場シェアと顧客獲得競争において、誠実さ、合法的な情報の取得と利用に努めています。すべての従業員には、公正な競争のルールを尊重し、これを遵守する義務があります。特に、従業員は競合他社と価格、条件、生産能力などについて合意する話し合いをしてはなりません。競争の放棄、入札における架空オファーの提示、または顧客、地域、製品プログラムの分割に関して競合他社と合意を結ぶことは認められません。これらの中には、上記の競争制限のいずれかを目的とするか、または効果を持つ、形式張らない会話、非公式な「紳士協定」または「強調行動」も含まれます。

1.5 禁輸および貿易管理に関する規定

マクソングループは、世界的な事業活動において、製品の自由な移動を制限する規定を尊重しなければならないグローバル企業です。

さまざまな国内法および国際法ならびに禁輸措置では、製品、技術、サービスの輸出入や国内取引、また資本移動や金融取引を制限または禁止しています。このような制限や禁止事項は、製品の性質、原産国や最終使用国、または取引先個人の企業形態によって生じる可能性があります。国内外の輸出管理規制および軍需物資輸出入法は特に重要です。従業員は、物品またはサービスを購入、仲介、製造、流通する場合、あるいは技術の移転または受領を行う場合は、これらの管理規定を守らなければなりません。公的機関の承認が必要かどうか、各行動を行う前にその都度確認する必要があります。

1.6 法律の遵守

一般的に、従業員は適用されるすべての法律や規制、ならびに社内の指示や規則に従うものとします。

2 資産の保護

2.1 秘密保持 - 自社および他者の企業秘密の保護

すべての従業員は、運営および業務上の秘密、特にノウハウ、技術情報、販売経路、地域および人員に関する組織構造、顧客データ、また契約関係、協力パートナー、価格計算などに関する情報が、権限のない第三

マクソングループの行動規範

者に知られることを防ぐ義務を負っています。マクソングループ内でも、これらのデータは業務上必要とする人のみがアクセスできます。同様に、マクソンの取引先の企業情報も保護しなければなりません。対応する守秘義務は、雇用関係の終了後も適用されます。

2.2 有形財産および知的財産の保護; データ保護

すべての全従業員は、マクソングループの財産を注意深く取り扱い、損害、紛失、盗難、悪用、不正使用、アクセス、売却から保護する義務があります。したがって、第三者の財産も尊重しなければなりません。マクソングループの財産の使用は、マクソングループの事業目的に限定されなければなりません。

商標、特許、発明、その他のノウハウといった知的財産は貴重な資産であり、マクソングループの成功および将来にとって非常に重要です。そのため、すべての従業員は、マクソングループの知的財産を保護することが求められます。いかなる従業員も、新たな知見または企業秘密をいかなる形であれ権限のない第三者に引き渡すことはできず、また、法的請求権を条件としてそれらを自分のものとして主張することもできません。マクソングループは第三者の知的財産権を尊重します。

正しく機能する IT インフラストラクチャーは、マクソングループにとって非常に重要です。したがって、すべての従業員は、この点に関して共同責任を負い、自分が使用するデバイスおよびアプリケーションならびにマクソングループのネットワークを細心の注意を払って取り扱い、保護することが求められます。適用される情報セキュリティガイドラインを遵守しなければなりません。

マクソングループが承認したソフトウェアのみを、インストールし、使用することができます。

データ（特に個人に関するデータ）のあらゆる形式での調達、収集、処理、保存、引き渡しは、関連法規および社内規定（特にマクソングループのプライバシーポリシー）に準じて行われなければなりません。

2.3 ビジネス文書の取り扱い

業務上および法律上の理由により、マクソングループは、すべての商取引の正確な内容を注意深く完全に文書化し、これらを必要な期間にわたって安全かつ整理した状態で保管する義務を負います。これらの文書は、媒体を問わず、マクソングループにとって極めて高い価値があり、事業取引における当社の誠実性を裏付ける役割も果たすことができます。

3 社会的責任と環境

3.1 人事政策

従業員同士の公正で敬意をもった交流

従業員を尊重し、公正に適切に処遇することは maxon の企業文化に不可欠な要素です。

差別およびハラスメントの防止

マクソングループの全従業員は、平等に評価されます。民族的出自、性別、宗教や思想、政治的志向、障がい、年齢や性的アイデンティティに基づく区別は一切ありません。マクソングループは、上記の理由で従業員が不利益を被ることを容認しません。

マクソングループは性的嫌がらせや、迷惑行為といったその他の嫌がらせを決して容認しません。このことは、社内での協業にも、外部パートナーに対する行為にも適用されます。

人権の保護、特に児童労働の防止

マクソングループは児童労働を一切容認せず、提供するすべての製品およびサービスから児童労働を排除するよう尽力し、これを担保しています。マクソングループは、企業に対する国連の指導原則など、児童労働に関する国際基準に賛同の意を表明しています。さらに、マクソングループは、国際労働機構 (ILO) の「労働

マクソングループの行動規範

における基本的原則および権利に関する宣言」、ならびに ILO 条約の第 138 号および第 182 号の遵守についても担保しています。私たちは、ILO と IOE（国際使用者連盟）が共同作成した「ビジネスのための児童労働の手引き」（Child Labour Guidance Tool for Business）で推奨されている手段を引き続き参考として採用していきます。

マクソングループはいかなる強制労働も容認しません。

リーダーシップ文化

マクソングループは、責任あるリーダーシップがグループ全体の成功の基盤であると考えています。

このため、すべてのマネージャはマクソングループの目標達成に大きく貢献しています。マネージャは従業員に対する責任を負っており、個人としての模範的な行動、実績、オープンな態度、リーダーシップの質、社会的能力を通じて、従業員の尊敬を得なければなりません。マネージャは従業員を信頼し、明確で野心的かつ現実的な目標について従業員と合意し、従業員の能力開発と個人の業績目標達成のために、できる限り多くの自己責任と裁量の自由を与えるものとします。従業員は、個人の能力および適性ならびにコミットメントに応じて上司からサポートを受けるものとします。

労働者の保護（労働安全衛生と健康管理）

マクソングループは従業員の健康や幸福に責任を負っています。

マネージャは、安全で衛生的な労働環境の実現を図るものとします。従業員はこれに関連する規定を遵守しなければならない、またマネージャは遵守状況を常にチェックしなければいけません。遵守が不完全である場合は、直ちにこれを是正しなければいけません。

マクソングループは、職場の安全衛生を守るために定められている現地の基準を尊重し、これらの要件を考慮しつつ事業設備を運営しています。

マクソングループの行動規範

3.2 品質、安全、環境

マクソングループは、世界中で安全な製品を供給することに尽力しています。これらの製品を開発、製造、納品する際に、マクソングループは安全性と環境保護、持続可能な材料の使用、環境に優しい生産工程を最も重要視しています。

マクソングループは、安全および健康に関する法的基準、規制基準、工場規格に従って製品を開発しています。

マクソングループは、現在および将来の世代のために、環境保護に持続的に取り組んでいます。マクソングループは従業員が環境に配慮して行動するようサポートし、従業員が環境保護のために施行された規制を業務活動において確実に遵守するよう配慮します。

3.3 人工知能 (AI) の使用

マクソングループの経営陣は、マクソングループにおける AI の使用が、責任あるものであり、透明性があり、倫理的であり、法的に遵守されていることを保証するものとします。

3.4 対話とコミュニケーション

マクソングループは、ビジネスパートナー（顧客やサプライヤーなど）、従業員、政府当局、管轄官庁、メディアと、公正さ、プロ意識、敬意に基づいて対話するよう心がけています。

社内用に作成される、あるいは第三者に提供または送信されるすべての文書、記録、レポート、通知（電子的な通信形式を含む）などは、慎重に作成され、正確かつ真実でなければなりません。誤解を招く、曖昧な、感情的または中傷的な表現は控えるものとします。

メディアとのコミュニケーションは、経営陣または経営陣が特別に指名された従業員のみが担当します。

3.5 責任意識を持ったビジネスパートナー

マクソングループは、ビジネスパートナー（顧客およびサプライヤー）も、本行動規範に従った誠実で社会的責任を意識した企業行動を実践することを重要視しています。

すべてのビジネスパートナーは、この行動規範に対する違反行為を適宜通報することが求められています。ビジネスパートナーは、マクソングループのホームページにリンクされている電子式通報システム (Legal Tegrity) を介して違反行為を通報できます。

4 行動規範の遵守と通報制度

この行動規範はマクソングループ全体の企業文化の一部です。

従業員一人ひとりによるこの行動規範への違反行為は、それが一見軽微なものであっても、マクソングループの評判を著しく損ない、経済的な損害を含む重大な損害を引き起こす可能性があります。顧客や他のビジネスパートナーの要望や時間的制約は、この行動規範に従わない理由にはなりません。

すべての従業員は、個々の行動規則を遵守する義務を負っています：各従業員は責任の一部を分担しています。マクソングループのすべてのマネージャは、自分に割り当てられた従業員がこの行動規範に従うよう担保ものとします。この点において、マネージャ模範を示す存在です。

行動規範は、考え得るすべての状況を網羅することはできません。したがって、すべての従業員は、健全な判断能力に基づき責任を持って行動し、必要に応じて行動指針に関するアドバイスを求めることが期待され

マクソングループの行動規範

ます。上司、人事責任者、コンプライアンス責任者は、不確かなケースにおいて、担当窓口として従業員の疑問を解消する役目を果たします。

行動規範を実行に移し、法律を遵守するために、マクソングループはあらゆる違反について報告を受けることが絶対に必要です。そのため、マクソングループでは社内通報システム「**inform maxon**」を設けています。すべての従業員は、「**inform maxon**」の手続きを通して違反を通報するよう推奨されます。善意で通報する人は、通報の内容が後から根拠のないものと判明した場合でも不利益を被ることはありません。

この行動規範に違反した場合は、一貫して処罰されます。これらの違反は雇用関係に影響を及ぼし (重大な違反の場合は解雇に至り得る)、違反者に対する刑事訴訟や損害賠償請求に発展する可能性があります。マネージャは従業員を評価する際に、この行動規範が遵守されているか否かを考慮するものとします。

この行動規範は経営陣の要請を受け、2024 年 9 月 15 日に理事会によって承認されました。